

議案説明資料

【目次】

- ・ **議案第70号**
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について p. 1
- ・ **議案第71号**
財産の無償譲渡について p. 3
- ・ **議案第74号**
市道路線の認定について p. 5
- ・ **議案第75号**
市道路線の変更について p. 7
- ・ **議案第77号～第79号**
八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について } p. 8
八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について }
八幡浜市立認定こども園条例の制定について
- ・ **議案第80号**
八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について p. 9
- ・ **議案第81号**
八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について p. 10
- ・ **議案第86号**
八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について p. 11

令和3年12月
(令和3年12月7日提出)

| | |
|-------|-------------------------------|
| 件 名 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更について |
| 担 当 課 | 総務企画部 政策推進課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条 |
| 施 行 日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |

【 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約 新旧対照表（抄） 】

（下線部分が改正箇所）

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------|--|
| 第 1 条～第 1 2 条 （略） | <p>第 1 条～第 1 2 条 （略）</p> <p><u>（八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の設置）</u></p> <p><u>第 1 3 条 組合に、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 基金は、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏の振興整備のための事業に資することを目的とする。</u></p> <p><u>3 基金は、関係市町からの出資金、県の助成金等により設置する。</u></p> <p><u>（出資金総額相当額の処分の制限）</u></p> <p><u>第 1 4 条 基金に属する財産のうち、関係市町からの出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。ただし、組合又は関係市町の事業実施に必要な限度において、関係市町協議のうえ処分することができる。</u></p> <p><u>（基金財産に対する出資関係市町の権利）</u></p> <p><u>第 1 5 条 組合が解散するときは、基金に属する財産は、出資割合に応じ、各出資関係市町に帰属する。</u></p> |

ふるさと市町村圏基金の経過

(単位:千円)

| 市町名 | (旧市町村名) | 出資金等 | H20(各市町へ返還) | | H27 | | H29・H30 | 出資残額 (返還予定額) |
|------|---------|-----------|-------------|---------|--------|---------|---------|-----------------|
| | | | 取崩額 | 出資残額 | 取崩額 | 出資残額 | 取崩額 | |
| 八幡浜市 | (八幡浜市) | 328,845 | 344,136 | 86,034 | 2,643 | 83,391 | 2,434 | 80,957 |
| | (保内町) | 101,325 | | | | | | |
| | 小計 | 430,170 | | | | | | |
| 大洲市 | (大洲市) | 337,005 | 416,592 | 104,148 | 3,199 | 100,949 | 2,947 | 98,002 |
| | (長浜町) | 95,685 | | | | | | |
| | (肱川町) | 49,845 | | | | | | |
| | (河辺村) | 38,205 | | | | | | |
| | 小計 | 520,740 | | | | | | |
| 西予市 | (三瓶町) | 93,285 | 395,700 | 98,925 | 3,039 | 95,886 | 2,799 | 93,087 |
| | (明浜町) | 62,925 | | | | | | |
| | (宇和町) | 169,005 | | | | | | |
| | (野村町) | 106,245 | | | | | | |
| | (城川町) | 63,165 | | | | | | |
| | 小計 | 494,625 | | | | | | |
| 内子町 | (内子町) | 103,965 | 158,280 | 39,570 | 1,216 | 38,354 | 1,119 | 37,235 |
| | (五十崎町) | 65,805 | | | | | | |
| | (小田町)※ | 28,080 | | | | | | |
| | 小計 | 197,850 | | | | | | |
| 伊方町 | (伊方町) | 76,845 | 147,756 | 36,939 | 1,135 | 35,804 | 1,045 | 34,759 |
| | (瀬戸町) | 48,885 | | | | | | |
| | (三崎町) | 58,965 | | | | | | |
| | 小計 | 184,695 | | | | | | |
| 合計 | | 1,828,080 | 1,462,464 | 365,616 | 11,232 | 354,384 | 10,344 | 344,040 |
| 愛媛県 | (補助金) | 200,000 | 160,000 | 40,000 | 1,229 | 38,771 | 1,131 | 37,640 |
| 総合計 | | 2,028,080 | 1,622,464 | 405,616 | 12,461 | 393,155 | 11,475 | 381,680 |

※旧小田町についてはH16年度の市町村合併時に出資

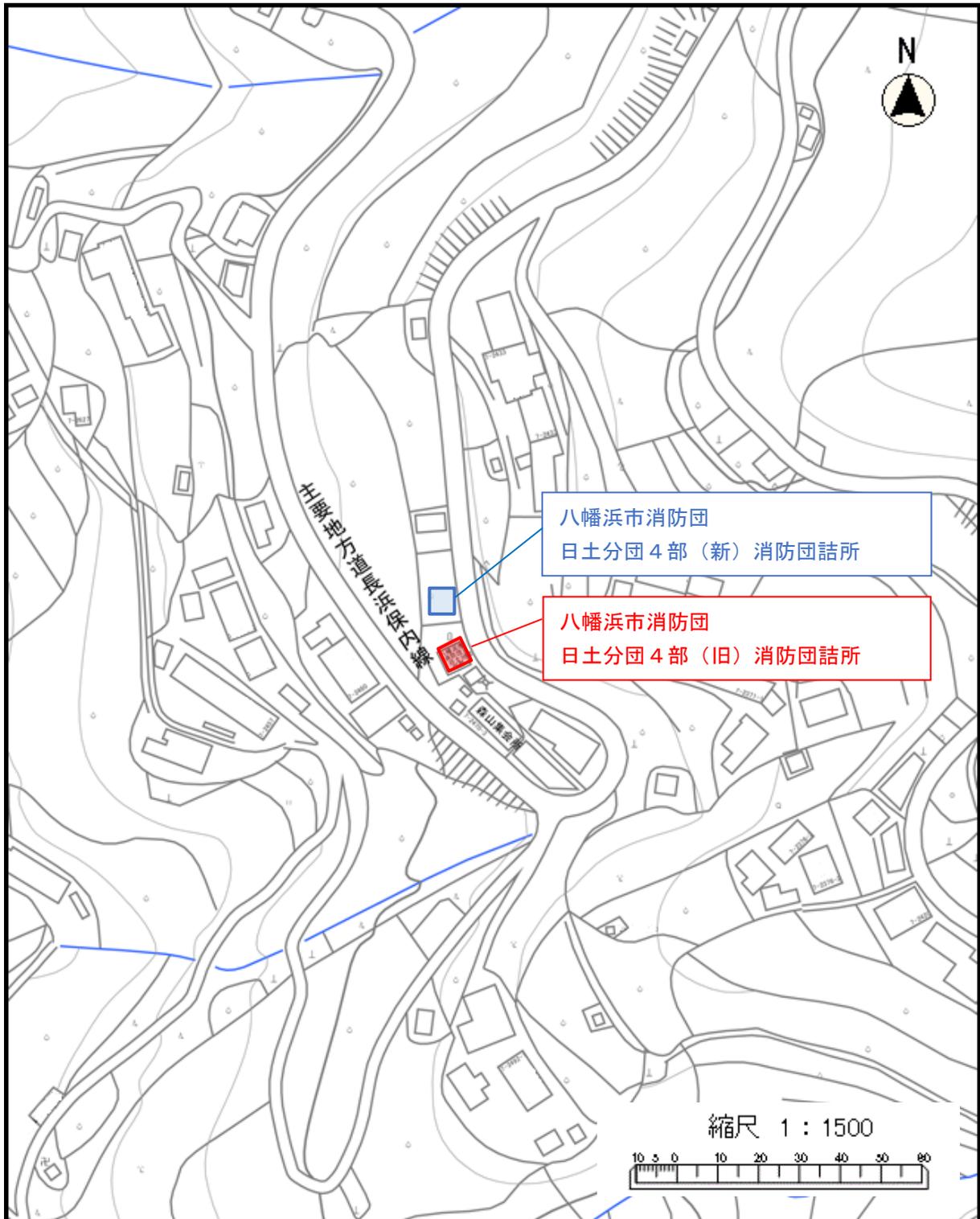
主な基金運用益活用事業

- 圏域活性化のためのシンポジウム・フォーラム等の開催
- 広域観光マップ・ガイドブック作成
- ふるさと探訪バスツアー等の実施
- ふるさと市町村圏活性化事業(各地域独自で行う圏域活性化のためのイベント・事業への補助)
- 広域情報誌「西伊予物語」発刊・ホームページ運営
- 移住フェア出展 等

議案第 71 号関係

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 財産の無償譲渡について |
| 担 当 課 | 総務企画部 総務課 危機管理・原子力対策室 |
| 根拠法令等 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号 |

【 位置図 】



現地写真



議案第 74 号関係

| | |
|-------|------------------------------|
| 件名 | 市道路線の認定について |
| 担当課 | 産業建設部 建設課 |
| 根拠法令等 | 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第2項 |

【位置図】…市道大釜線

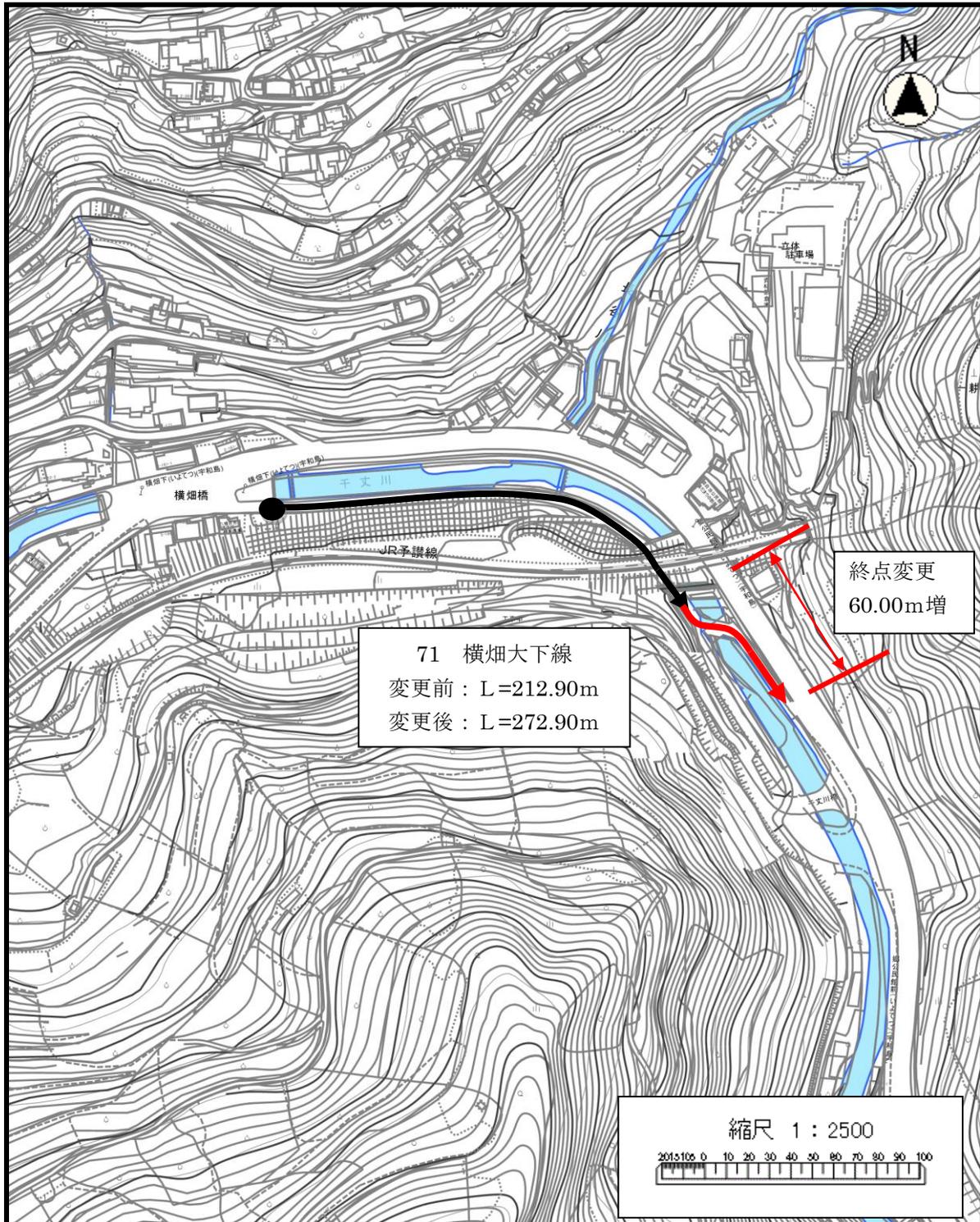


【 位置図 】 … 須田 2 号線



| | |
|-------|-------------------------------|
| 件名 | 市道路線の変更について |
| 担当課 | 産業建設部 建設課 |
| 根拠法令等 | 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第3項 |

【 位置図 】



議案第 77 号から 議案第 79 号まで 関係

| | |
|-------|--|
| 件 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について ・八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について ・八幡浜市立認定こども園条例の制定について |
| 担 当 課 | 市民福祉部 子育て支援課 |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号） |
| 施 行 日 | 令和 4 年 4 月 1 日（「認定こども園条例」の一部は、公布の日） |

1 制定理由

少子化及び幼児教育・保育無償化の影響による公立幼稚園の園児数減少に伴い、令和 4 年 4 月 1 日より神山幼稚園を神山保育所に統合し、神山保育所を認定こども園「八幡浜市立神山こども園」へ移行するため制定するもの。

2 概要

(1) 八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例

- ① 幼稚園に入園することができる者について、これまで満 4 歳以上であった対象年齢を満 3 歳以上に拡充する。（第 3 条）
- ② 別表中、神山幼稚園の項目を削る。

(2) 八幡浜市立保育所条例の一部を改正する条例

別表中、神山保育所の項目を削る。

(3) 八幡浜市立認定こども園条例

認定こども園の設置に関し必要な事項を定める。（類型、入園の資格、保育料等）

3 位置図



| | |
|-------|---|
| 件名 | 八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 担当課 | 市民福祉部 子育て支援課 |
| 根拠法令等 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号） |
| 施行日 | 公布の日 |

1 改正の趣旨

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 連携施設の確保に関する改正（第 4 2 条第 4 項）

特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもについて、卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、特定地域型保育事業者において、卒園後の受入先に係る連携施設の確保は不要とする。

(2) 電磁的記録に関する基準の新設（第 6 2 条）

保育所等の子ども・子育て支援事業を行う事業者等の業務負担軽減等の観点から、諸記録等の作成、保存等について電磁的な対応を認めることとする。

【用語説明】

● 教育・保育施設

認定こども園、保育所、幼稚園

● 子ども・子育て支援施設等

預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等を行う施設等

● 地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業

● 特定地域型保育事業

市町村が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」

● 連携施設

特定地域型保育事業者と連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所

| | |
|-------|---|
| 件名 | 八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 担当課 | 市民福祉部 子育て支援課 |
| 根拠法令等 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) |
| 施行日 | 公布の日 |

1 改正の趣旨

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 連携施設の確保に関する改正（第 6 条第 4 項）

家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児について、卒園後も引き続き教育又は保育の提供を受けることができる場合には、家庭的保育事業者等において、卒園後の受入先に係る連携施設の確保は不要とする。

(2) 居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する改正（第 37 条第 4 号）

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化。

(3) 電磁的記録に関する基準の新設（第 49 条）

施設・事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録等の作成、保存等について電磁的な対応を認めることとする。

【用語説明】

● **家庭的保育事業等**（原則 0～2 歳児が対象）

| 事業類型 | 事業主体 | 保育実施場所 | 認可定員 |
|----------------------|------------|----------------|------------------|
| 家庭的保育事業 | 市町村、民間事業者等 | 保育者の居宅、施設等 | 1～5 人 |
| 小規模保育事業 | 市町村、民間事業者等 | 保育者の居宅、施設等 | 6～19 人 |
| 事業所内保育事業 [めだか保育園] | 事業主等 | 事業所等（従業員枠+地域枠） | 19 人以下 20 人以上 |
| 居宅訪問型保育事業 | 市町村、民間事業者等 | 保育を必要とする子どもの居宅 | — |

● **家庭的保育事業者等**

家庭的保育事業等を行う者

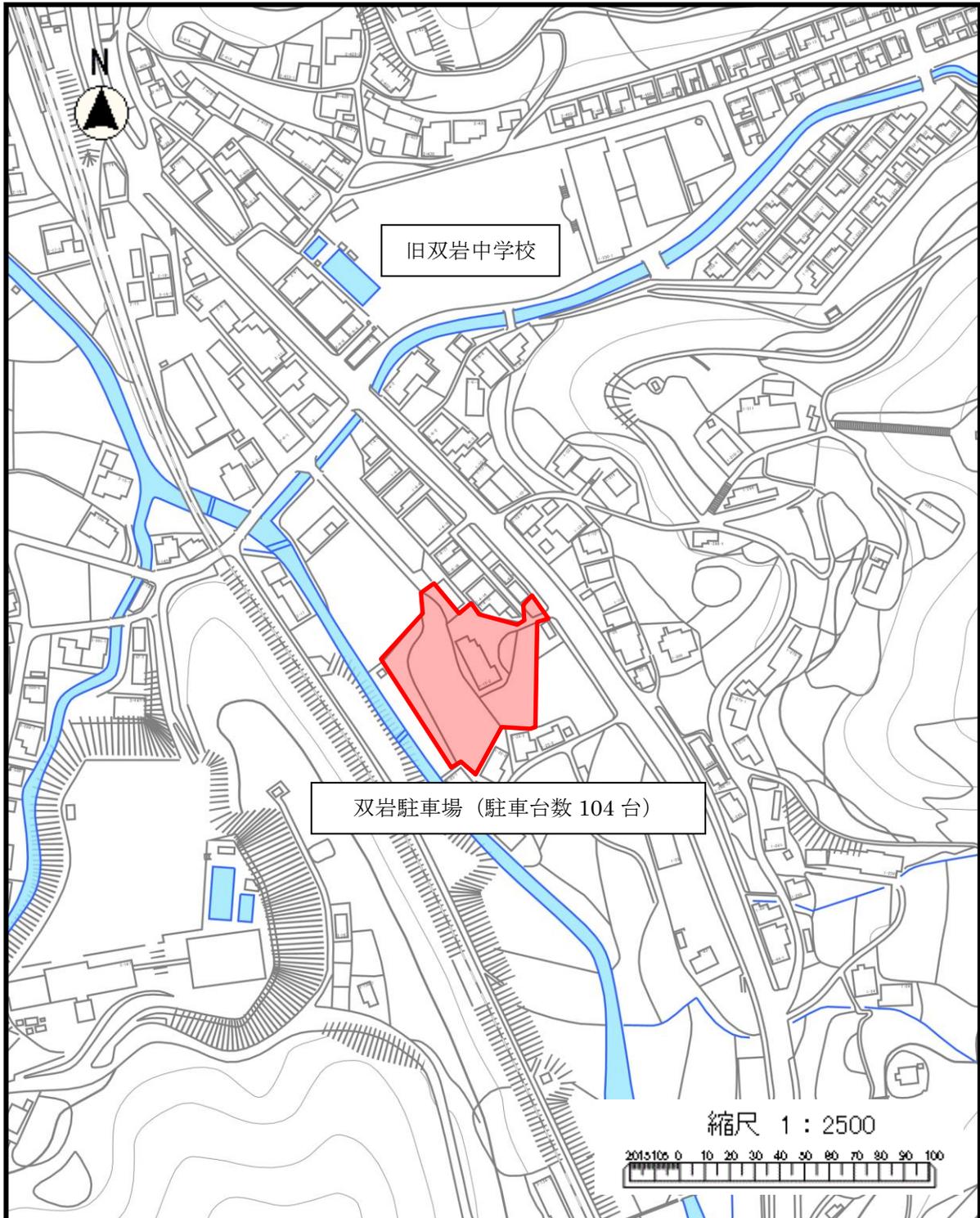
● **連携施設**

家庭的保育事業者等と連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園

議案第 86 号関係

| | |
|-------|--|
| 件名 | 八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 担当課 | 産業建設部 商工観光課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項 |
| 施行日 | 令和 4 年 2 月 1 日 |

【 位置図 】



現場写真

